

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

トピックス：人民元の国際貿易決済業務 取扱資格取得のご案内

弊行の中国現地法人「三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司」は、9月3日、中国人民銀行(中央銀行)より、人民元国際貿易決済業務の取扱資格を取得いたしました。

人民元の国際貿易決済は、輸出入貿易決済において人民元の使用を認める制度で、中国域内企業の為替リスクの低減と貿易促進を図る目的で、本年7月に対象地域と対象企業を限定して試験的に解禁されました。現在、対象地域は中国域内の5都市(上海、広東省／広州、深圳、珠海、東莞)と域外の香港・マカオ、アセアン諸国、対象企業は域内試験地域で認可を受けたパイロット企業(*)と域外試験地域に所在する企業に限られます。

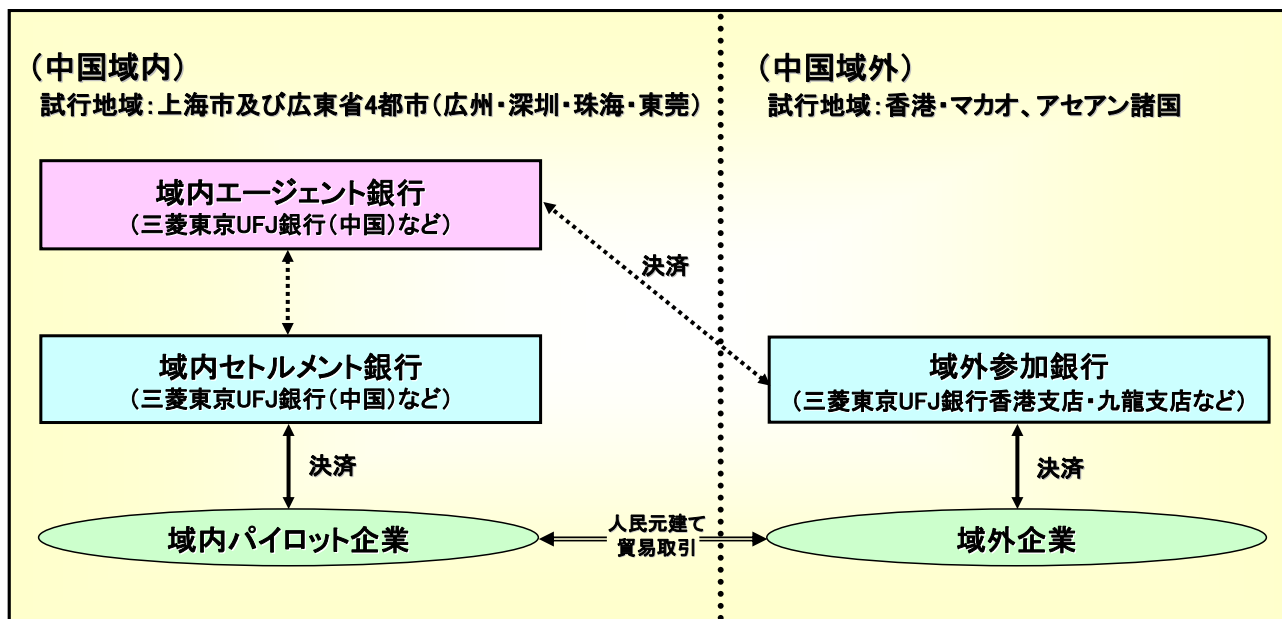
*：現状、上海92社、深圳91社、広州・珠海・東莞182社の365社。一部、日系企業を含む。

パイロット企業リスト→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309090901.pdf>

今般、取得した資格は「域内セトルメント銀行」と「域内エージェント銀行」と呼ばれる資格で、「域内セトルメント銀行」は中国域内のお客様に人民元建て貿易決済業務をご提供し、「域内エージェント銀行」は域外の銀行が同業務を取り扱う為の人民元預け金口座を開設することを可能とするものです。人民元貿易決済業務の拡大に向け、同業務が外資銀行にも認められることとなり、弊行中国現地法人はその第一陣として同資格を取得いたしました。

なお、三菱東京UFJ銀行香港支店・九龍支店は、既に域外参加銀行として人民元の国際貿易決済業務に参入し、香港において同業務のサービス提供を開始しており、今後も三菱東京UFJ銀行グループとして、対象地域において更に利便性の高い貿易決済サービスのご提供を目指す所存です。

【人民元の国際貿易決済試行スキーム】



■域内パイロット企業は域内セトルメント銀行を通じて、域外企業は域外参加銀行を通じて決済。

■域内セトルメント銀行は、域内パイロット企業の人民元口座を開設し、人民元貿易決済サービスを提供。

■域外参加銀行は、域外企業の人民元口座を開設し、人民元貿易決済サービスを提供。

■域内エージェント銀行は、域外参加銀行の人民元貿易決済の為の人民元預け金口座を開設。域内セトルメント銀行を兼ねることも可能。

【人民元の国際貿易決済業務 試行規定概要】

項目	規定内容
試験地区	中国域内: 上海市、広東省4都市(広州、深セン、珠海、東莞) 中国域外: 香港・マカオ、アセアン諸国
試験企業	中国域内: 上記の域内試行地区で選定されたパイロット企業 中国域外: 域内パイロット企業と貿易取引のある域外試行地区所在企業
パイロット企業に対する管理	
台帳管理	パイロット企業はクロスボーダー人民元決済台帳を開設し、輸出入通関情報と人民元資金収支情報を台帳に記録
国際収支報告	国際収支統計の申告手続が必要
外貨照合(核銷)手続	外貨照合管理(輸出入通関と決済との突合せ)の対象外
増値税還付	輸出時の増値税還付対象
外債管理	貿易項目下の外債登記は行いが、外債管理の対象外
輸出代金の海外留保	輸出代金の海外留保が可能。域内セトルメント銀行を通じて、中国人民銀行の所在地分支機構に届出
輸出代金の回収	輸出後210日以内に回収を行っていない場合、5営業日以内に人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告と域内セトルメント銀行に資料提出
前受・前払	輸出前受・輸入前払金額が契約金額の25%を超える場合、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告

【ご参考資料】

- (1)「BTMU CHINA WEEKLY(2009年7月8日号)「トピックス:『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法・実施細則』公布」

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409070801.pdf>

- (2) 関連規定の日本語仮訳

・「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行・財政部・商務部・税関総署・国家税務総局・中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309070801.pdf>

・「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」の関係問題についての記者質疑応答

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309070802.pdf>

・「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」(銀発[2009]212号)

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309070803.pdf>

三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部 海外業務支援室

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 8 月下旬から 9 月上旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

〔規則〕

○「国家税務総局の個人所得税の若干の政策執行問題明確化に関する通知」(国税発[2009]121 号、2009 年 8 月 17 日発布・実施)

個人所得税の所得項目に関する通知。日系企業に関係する規定としては、董事・監事報酬について、従業員としての職務を兼任する場合は賃金・給与所得項目に合算して課税、兼任しない場合は役務報酬所得項目で課税するというもの。

○「財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、税関総署、国家税務総局、国家エネルギー局の重大技術設備輸入税収政策の調整に関する通知」(財関税[2009]55 号、2009 年 8 月 20 日発布・実施)

重大設備国産化政策に関する輸入税の取り扱い変更の通知。2007 年から、16 分野の設備(発電設備、石化設備、製鉄機械、工作機械など)について、メーカーが開発・製造用の中核部品・原材料を輸入する場合に、いったん輸入税を徴収し後で還付する方式が採られてきたが、これを免税方式に変更するもの。還付方式の場合、還付金を「国家資本金」として企業の資本金に組み入れることになっていたが、企業の反発が強かったためと見られる。ユーザー企業への直接の影響はない。

○「国家税務総局の『非居住者租税協定待遇享受管理弁法(試行)』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2009]124 号、2009 年 8 月 24 日発布、同年 10 月 1 日施行)

非居住者企業・個人が中国との租税協定の待遇を享受したい場合、主管税務局に審査認可または届出登記を義務付ける規定。配当、利子、使用料、財産譲渡の各所得は審査認可、恒久的施設・事業所得、個人役務所得、その他の所得は届出登記を行う。日本企業・個人の場合、日中租税協定で利子、使用料に対する中国での課税は最高 10%とされるが、中国の企業所得税法では 20%とされるため、審査認可手続きが必要。また、代理人を通じた活動は、日中租税協定では恒久的施設に当たらないとされるが、中国の企業所得税法では恒久的施設とされるため、届出登記手続きが必要となる。

○「税関総署令第 185 号令(税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部の「完成車の特徴を構成する自動車部品の輸入管理弁法」の廃止決定)」(2009 年 8 月 28 日公布、同年 9 月 1 日実施)

2005 年から自動車部品の輸入について、ノックダウン用に輸入する場合や部品の輸入価格が完成車の 60%以上に達する場合に、完成車と同じ関税率(25%)をかける措置が採られてきたが、米、EU 等の WTO 提訴と敗訴確定により取り止めることになり、それに伴い関係規定を廃止するもの。ほかに、「自動車発展産業政策」(国家発展改革委員会令第 8 号、2004 年 5 月 21 日実施)の関係条項が修正され、「輸入自動車部品完成車特徴構成査定規則」(税関総署公告 2005 年第 4 号、2005 年 4 月 1 日実施)が廃止される。

○「税関総署公告 2009 年第 56 号(加工貿易放棄貨物問題について)」(2009 年 8 月 31 日公布・実施)

加工貿易で使用しない保税貨物(中国語は「加工貿易放棄貨物」)の具体処理に関する規定。①税関に申請する際は、価格評価機関の価値証明書を提出すること、②売却する場合は、税関が許可した日から 15 日以内に指定倉庫に入れること、③廃棄する場合は、予定の 3 業務日前に税関に廃棄処理案を提出し、廃棄後に処理の全過程を録画した光ディスクも合わせて提出すること、などが定められている。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

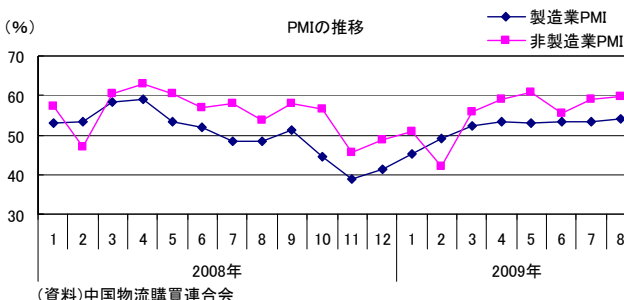
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆8月 PMI 指数 54 景気回復傾向が続く: 中国物流購買連合会の発表によると、8月の製造業購買担当者指数 (PMI) は、前月比 0.7 ポイント改善して 54 ポイントとなり、6ヶ月連続で景気判断分岐点の 50 を超え、穏やかな景気回復傾向が続いている。PMI の構成別では、生産指数が前月比 0.6 ポイント上昇の 57.9、新規受注指数が同 0.8 ポイント上昇の 56.3 と、共に昨年 5 月以来の最高水準となった。業種別では、紡績、医薬製造を除いて全ての業種が 50 を上回り、製造業全体の回復基調が伺えるとしている。なお、非製造業は前月比 1.0 ポイント上昇の 59.9 と、6ヶ月連続で 55 を超え、高水準で推移している。



◆上場企業の間接決算 14.8%の減益 前期比では増益基調: 8月31日までに発表された上海、深圳両証券取引所の上場企業 1,637 社の 09 年の中間決算によると、09 年 1-6 月の純利益総額は、4,826.92 億元で前年同期比 14.76%減となったものの、前期比で見ると、第 1 四半期は 450.39%増、第 2 四半期は同 36.10%増と、2 期連続で増加しており、収益環境は最悪期から脱し、業績回復に向かっていると見られている。1-6 月の純利益について、業種別では、金融業 (2,552 億元) をはじめ、採掘業 (806 億元)、化学工業 (413 億元)、不動産 (138 億元)、機械設備 (124 億元) が上位 5 業種に入った。企業別では、四大国有銀行に加え、招商銀行、民生銀行、中国石油天然ガス集団、中国石油化工集団、中国神華エネルギー、中国人寿保険が上位 10 社に入り、10 社を合わせた純利益は全体の約 7 割を占めている。

◆世銀総裁 積極的な財政政策と適度な金融緩和政策の継続を支持: 中国を訪問した世界銀行のゼーリック総裁は 2 日、記者会見で、中国の大規模な景気刺激策が世界経済の回復に大きく貢献していることを評価した上で、現状、世界経済の回復の基盤は磐石とはいえず、中国は当面積極的な財政政策と適度な金融緩和政策を継続すべきとの見方を示した。さらに、ゼーリック総裁は、2009 年の中国の GDP 成長率が 8%近くに達すると述べ、中国の内需拡大に伴う原材料、機械設備等の輸入の増加が、貿易相手国にも収益をもたらしており、世界各国の景気回復への自信に繋がっているとした。なお、記者会見の前日に開催された温家宝首相との会談では、温家宝首相が、積極的な財政政策と適度な金融緩和政策を維持するとの考えを表明している。

【金融・為替】

◆QFII 制度 緩和の動き: 国家外貨管理局は 9 月 4 日、「適格境外機関投資家 (QFII) 国内証券投資外貨管理規定」の草案を発表し、9 月 18 日まで一般から意見を募集する。同規定は、2002 年施行の暫定規定を改正するもので、海外投資家による国内証券投資の利便性の向上を目指す。同規定には、1 機関投資家あたりの投資限度額を 8 億米ドルから 10 億米ドルへ引き上げるほか、一部の中長期ファンドに対し、投資資金のロックアップ期間を 1 年から 3 ヶ月に短縮する等の緩和措置が盛り込まれている。現在、QFII の全体の投資枠が十分に利用されていない為、今回の改正が海外からの中長期投資の獲得と低迷する国内株式市場の活性化に繋がることを狙いとしているものと見られている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)			HKD		EUR	金利 (1wk)	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			指数	前日比
2009.8.31	6.8311	6.8304~6.8315	6.8306	0.0005	7.3560	0.0824	0.8813	0.0001	9.7582	-0.0492	1.3000	2799.48
2009.9.1	6.8308	6.8302~6.8310	6.8304	-0.0002	7.3315	-0.0245	0.8812	0.0001	9.8005	0.0423	1.3500	2816.33
2009.9.2	6.8314	6.8306~6.8318	6.8310	0.0006	7.3656	0.0341	0.8813	0.0000	9.7163	-0.0842	1.5700	2849.20
2009.9.3	6.8308	6.8304~6.8310	6.8305	-0.0005	7.3836	0.0180	0.8812	-0.0000	9.7646	0.0483	1.6700	2985.77
2009.9.4	6.8307	6.8297~6.8311	6.8300	-0.0005	7.3517	-0.0319	0.8812	-0.0000	9.7504	-0.0142	1.7000	3003.19

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は 6.8311 で寄付後、当局による株価安定策導入期待等から株価は週後半にかけ反発したが、人民元相場は小動きに終始した。週末にかけて実需企業のドル売り人民元買いに一時、7 月初旬以来の 6.82 台 (6.8297) まで上昇したが、結局 6.8300 での越週となった。今週、久しぶりに 6.83 を上抜けたが状況に著変なく、来週中銀公表値が小幅に水準を切り上げたとしても、市場取引での上昇幅は限定的となろう。また重要経済指標発表が予定されており、特に貿易収支において輸出の回復がみられるかに注目が集まろう。(9 月 4 日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。